

○法務省令第一号
国土交通省令第一号

積立式宅地建物販売業者営業保証金規則等の一部を改正する省令
積立式宅地建物販売業者営業保証金規則(昭和四十六年法律第百一十一号)第二十六條第二項、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十四條の八第五項、旅行業法(昭和二十七年法律第百二十九号)第十八條の二第二項及び第四十八條第六項並びに特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第八條第二項の規定に基づき、積立式宅地建物販売業者営業保証金規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月二十九日

法務大臣 古川 禎久
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

積立式宅地建物販売業者営業保証金規則等の一部を改正する省令
(積立式宅地建物販売業者営業保証金規則の一部改正)

第一条 積立式宅地建物販売業者営業保証金規則(昭和四十六年建設省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二条 法第二十六條第二項後段の規定により営業保証金の取戻しをしようとする者が供託規則第二十五條第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書類は、主た</p>	<p>第二条 法第二十六條第二項後段の規定により営業保証金の取戻しをしようとする者が供託規則第二十五條第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書類は、主た</p>

る事務所の移転の事実を証する登記事項証明書及び法第二十六條第二項前段の規定による供託に係る供託書正本の写しをもって足りる。

る事務所の移転の事実を証する書面及び法第二十六條第二項前段の規定による供託に係る供託書正本の写しをもって足りる。

第二条 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則(昭和四十八年建設省令第二号)の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

(弁済業務保証金の還付)

第二条 [略]

2 前項の者が、供託規則第二十四條第一項第一号の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、宅地建物取引業法施行規則(昭和三十三年建設省令第十二号)第二十六條の七第二項の規定による認証する旨を記載して送付した書面、当該認証に係る宅地建物取引業保証協会の代表者の資格を証する登記事項証明書及び登記所が作成した当該代表者の印鑑の証明書とする。

(弁済業務保証金の還付)

第二条 [同上]

2 前項の者が、供託規則第二十四條第一項第一号の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、宅地建物取引業法施行規則(昭和三十三年建設省令第十二号)第二十六條の七第二項の規定による認証する旨を記載して送付した書面、当該認証に係る宅地建物取引業保証協会の代表者の資格を証する登記事項証明書及び登記所が作成した当該代表者の印鑑の証明書とする。

2 前項の者が、供託規則第二十四條第一項第一号の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、宅地建物取引業法施行規則(昭和三十三年建設省令第十二号)第二十六條の七第二項の規定による認証する旨を記載して送付した書面、当該認証に係る宅地建物取引業保証協会の代表者の資格を証する書面及び登記所が作成した当該代表者の印鑑の証明書とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(旅行者営業保証金規則の一部改正)

第三条 旅行者営業保証金規則(平成八年運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(取戻しをする権利を有することを証する書面等)

第十条 営業保証金の取戻しをしようとする者が、供託規則第二十五條第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、次に掲げる書面をもって足りる。

一 法第十八條の二第二項後段の規定により営業保証金を取り戻す場合にあつては、登記事項証明書その他の主たる営業所の移転の事実を証する書面及び同項前段の規定による供託に係る供託書正本

(取戻しをする権利を有することを証する書面等)

第十条 営業保証金の取戻しをしようとする者が、供託規則第二十五條第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、次に掲げる書面をもって足りる。

一 法第十八條の二第二項後段の規定により営業保証金を取り戻す場合にあつては、主たる営業所の移転の事実を証する書面及び同項前段の規定による供託に係る供託書正本

備考 表中の「」の記載は注記である。

二 [同上]

(旅行業協会弁済業務保証金規則の一部改正)
第四条 旅行業協会弁済業務保証金規則(平成八年運輸省令第二号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 (弁済業務保証金の還付) 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。)第四十八条第一項の権利(以下「権利」という。)の実行のため供託物の還付を受けようとする者が、供託規則(昭和三十四年法務省令第二号)第二十四条第一項第一号の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、法第四十一条第二項に規定する旅行業協会(以下「旅行業協会」という。)であつて当該供託物の払渡請求に係るものが旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)第六十二条第三項の規定により法第四十八条第二項の認証(以下「認証」という。)をする旨を通知した書面、当該認証に係る旅行業協会の代表者の資格を証する登記事項証明書及び登記所が作成した当該代表者の印鑑の証明書とする。</p>	<p>第一条 (弁済業務保証金の還付) 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。)第四十八条第一項の権利(以下「権利」という。)の実行のため供託物の還付を受けようとする者が、供託規則(昭和三十四年法務省令第二号)第二十四条第一項第一号の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、法第四十一条第二項に規定する旅行業協会(以下「旅行業協会」という。)であつて当該供託物の払渡請求に係るものが旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)第六十二条第三項の規定により法第四十八条第二項の認証(以下「認証」という。)をする旨を通知した書面、当該認証に係る旅行業協会の代表者の資格を証する書面及び登記所が作成した当該代表者の印鑑の証明書とする。</p>

(住宅建設瑕疵担保保証金に関する規則の一部改正)
第五条 住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則(平成二十一年法務省令第一号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十四条 法第八条第二項後段の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しをしようとする者が供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、登記事項証明書その他の主たる事務所に移転の事実を証する書面及び法第八条第二項前段の規定による供託に係る供託書正本の写しとする。</p>	<p>第十四条 法第八条第二項後段の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しをしようとする者が供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、主たる事務所の移転の事実を証する書面及び法第八条第二項前段の規定による供託に係る供託書正本の写しとする。</p>

附 則
 この省令は、令和四年九月一日から施行する。